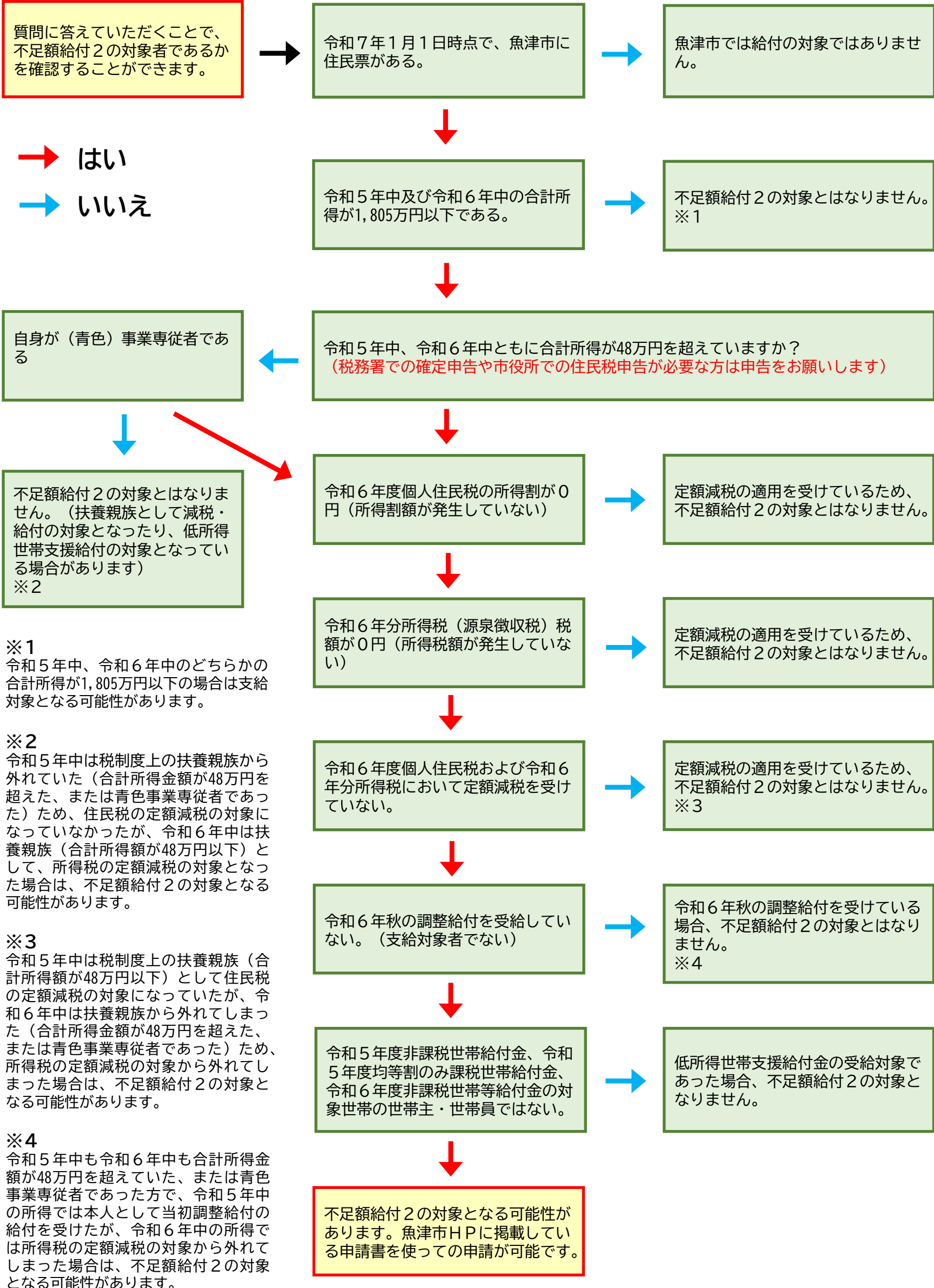




※1
令和5年中、令和6年中のどちらかの合計所得が1,805万円以下の場合には支給対象となる可能性があります。

※2
令和5年中は税制度上の扶養親族から外れていた(合計所得金額が48万円を超えた、または青色事業専従者であった)ため、住民税の定額減税の対象になっていなかったが、令和6年中は扶養親族(合計所得額が48万円以下)として、所得税の定額減税の対象となった場合は、不足額給付2の対象となる可能性があります。

※3
令和5年中は税制度上の扶養親族(合計所得額が48万円以下)として住民税の定額減税の対象になっていたが、令和6年中は扶養親族から外れてしまった(合計所得金額が48万円を超えた、または青色事業専従者であった)ため、所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合は、不足額給付2の対象となる可能性があります。

※4
令和5年中も令和6年中も合計所得金額が48万円を超えていた、または青色事業専従者であった方で、令和5年中の所得では本人として当初調整給付の給付を受けたが、令和6年中の所得では所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合は、不足額給付2の対象となる可能性があります。